

別紙 2

調 査 報 告 書

(令和 6 年度第 1 号事案)

公開版

令和 8 年 3 月 1 2 日

日田市立学校いじめ問題調査委員会

第1 日田市立学校いじめ問題調査委員会の設置・調査の実施

1 日田市立学校いじめ問題調査委員会（令和6年第1号事案）設置の経緯

日田市立学校いじめ問題調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、日田市立学校いじめ問題調査委員会条例（令和2年3月26日条例第1号）に基づき、日田市の設置する小学校又は中学校におけるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第28条第1項に規定する「重大事態」に係る事実関係を明確にする調査等を行うため、日田市教育委員会におかれた委員会である（条例第1条）。〈略〉

2 当委員会の構成

当委員会の構成は次のとおりである。本事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者はいない。

委員長 生野 誉士（弁護士）
副委員長 衛藤 裕司（大学教授）
委員 山本 亨（医師）
委員 川崎 隆（臨床心理士）
委員 松尾 慶一（社会福祉士）

3 当委員会の任務

当委員会の任務は、①本事案の事実関係の調査、②学校及び教育委員会の対応並びに再発防止に関する提言のみであり、関係者の法的責任の追及は含まれていない。

①本事案の事実関係の調査については、いじめの有無について当委員会が調査結果に基づき報告するものであるが、あくまでも、当委員会が調査結果から推認することができる判断した事実について報告するものである。したがって、本調査報告書において認定された事実等を用いて、教職員及び関係者に対する責任追及・処分がなされてはならないことを付言する。

4 当委員会の開催状況と調査の経過

①第1回委員会

令和6年 5月13日 15時30分～17時 教育庁3階大会議室
重大事態の報告及び協議

②第2回委員会

令和6年 7月 9日 10時～11時 オンライン会議
今後の方針に関する協議

③第3回委員会

令和6年 8月 8日 17時～18時 教育庁3階大会議室
(略) 母からの事情聴取 ((略) の代理人同席)

④第4回委員会

令和6年 8月19日 14時～18時 教育庁3階大会議室
(略) の事情聴取

⑤第5回委員会

令和6年 9月25日 15時～19時 教育庁3階大会議室
学校側関係者の事情聴取

⑥第6回委員会

令和6年10月 3日 16時～19時 教育庁3階大会議室
学校側関係者の事情聴取

⑦第7回委員会

令和6年 1月16日 17時～18時 オンライン会議
今後の方針に関する協議

⑧第8回委員会

令和7年 2月13日 16時～19時 教育庁3階大会議室
教育委員会関係者の事情聴取

⑨第9回委員会

令和7年 3月14日 16時～17時 オンライン会議

今後の方針に関する協議

⑩第10回委員会

令和7年 3月31日 16時～17時 オンライン会議

今後の方針に関する協議

⑪第11回委員会

令和7年 4月16日 16時～17時 オンライン会議

今後の方針に関する協議

⑫第12回委員会

令和7年 5月14日 17時30分～18時30分 オンライン会議

今後の方針に関する協議

⑬第13回委員会

令和7年 6月16日 16時30分～17時30分 オンライン会議

今後の方針に関する協議

⑭第14回委員会

令和7年 7月16日 16時30分～17時 オンライン会議

⑮第15回委員会

令和7年 8月6日 17時～18時 オンライン会議

⑯第16回委員会

令和7年 8月18日 16時～17時 教育庁3階大会議室

⑰第17回委員会

令和7年 10月20日 18時10分～19時 オンライン会議

5 調査の前提及び限界

当委員会は、任務を遂行すべく努力を尽くしたが、本調査は、その性質上、次の各号に掲げる前提に服するものである。

- ① 本調査において当委員会の検討対象となった当委員会に開示された書類すべての原本は真正であり、写しは原本と同一性を保持している。
- ② 当委員会が、文書の抜粋又は要約のみの開示を受けたものである場合において、本報告書において明示的に記載された事項を除き、その抜粋又は要約は、当該文書全体の内容を適切に反映しており、当該文書全体についての誤解を生じさせるものではない。
- ③ 本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示が留保されたことはない。
- ④ 本報告書は、本事案の事実関係の調査、学校の対応及び再発防止に関する提言のみを目的として作成されたものであり、それ以外の目的のために使用されることを予定していない。
- ⑤ 本報告書は、日田市教育委員会以外の第三者により依拠されることを予定しておらず、当委員会は日田市教育委員会以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

第2 前提となる事実

1 事態の種類

不登校

2 (略)

3 事案の概要

Aは、〈略〉令和5年9月頃から不登校気味になり、同6年1月25日から、全く登校できなくなった。

令和5年9月以降の欠席日数は以下の通りである。

令和5年	9月	16日
	10月	15日
	11月	19日

1 2月 1 1日
令和6年 1月 9日
2月 1 6日（出席義務日全欠席）
3月 1日（出席義務日全欠席）

- 4 当該学校の概要〈略〉
- 5 （略）所属学級の概要〈略〉
- 6 いじめと疑われた出来事の内容及び行為者について〈略〉
- 7 （略）の現在の状況〈略〉

第3 調査の経過と概要

- 1 調査の経過〈略〉
- 2 A及びAの保護者からの聴取の要旨〈略〉
- 3 協力を得られた（略）からの聴取の要旨〈略〉
- 4 （略）学校関係者からの聴取の要旨〈略〉
- 5 教育委員会関係者からの聴取の要旨〈略〉
- 6 調査の対象とした資料及び当該資料から認定した事実〈略〉

第4 いじめの事実認定と評価

1 はじめに

Aが主張するいじめの事実は、前記第2の6(1)～(8)記載の各事実である。

上記各事実については、各事実の加害（略）及び（略）からの聞き取り並びに学校関係者からの聞き取りにより、事実として認定できるもののみを認定した。

2 認定した事実とその理由〈略〉

3 いじめの評価

(1) いじめの定義

当委員会の「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項にあるとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、いじめ防止対策推進法第2条1項の定義上、いじめ行為には、故意や当該行為が当該生徒に「心理的又は物理的な影響」を与えている旨の認識までは必要なく、故意なく行った行為や好意で行ったものの結果的に当該行為が当該生徒に「心理的又は物理的影響」を与えた場合でも、いじめ行為として認定される場合があり得る。

他方で、故意や「心理的又は物理的影響」を与えている認識までは必要ないものの、行為自体に対する認識は必要であり（例えば、気がつかずにぶつかった場合における「ぶつかる」という行為自体に対する認識）、特に不作為においては、行為者自身において、作為義務があるのにそれを怠っている、という認識は必要である。

(2) 認定した事実に対するいじめの評価〈略〉

第5 本件のいじめ事件に関する問題点

- 1 当該学校の問題点〈略〉
- 2 日田市教育委員会の問題点〈略〉
- 3 日田市教育委員会及び当該学校の問題点〈略〉

第6 当委員会の提言

1 いじめ防止対策委員会の開催及びいじめ事案に対する組織的対応の徹底

当該学校においては、いじめ防止対策委員会が独立して開催されておらず、構成員を同じくする学校運営委員会の開催時に、他の議事と一緒に、併せて議論されている。

この点、教職員間の日程調整の都合上、学校運営委員会と兼ねて実施するとしても、いじめ防止対策委員会としての議題を掲げ、学校いじめ防止基本方針等を参照しながら、いじめ事案に特化した議論の場を確保すべきである。

また、いじめ防止対策委員会の開催時には、必ず議事録を作成し、協議事項や方針等、協議した内容を記録として残すべきである。

加えて、いじめ事案が発生した際は、こまめにいじめ防止対策委員会を開催するとともに、発生したいじめ事案に対してどのように対処すべきか、今後想定される（略）間のトラブルについて、どのような事前の対応が必要か、等について十分に協議し、現場の教諭が場当たりの対応をしないように努めるべきである。

また、現場の教職員には、いじめ事案の当事者の周辺で発生した事象については、いじめ防止対策委員会等において、細かく報告を求め、当該教職員が行った対応に誤りはなかったかを組織的にチェックし、誤りがある場合や、誤りとは言えないがよりよい対応があった場合には、そのフォローをどのようにしていくべきかについて組織的に協議するべきである。

2 日田市教育委員会における各学校へのいじめ事案の報告の徹底及び報告を受けた事案への対応の整備

本件において、日田市教育委員会は、各学校に対して、いじめ事案を認知した場合であっても、軽微な事案についての報告義務を課さず、一定の重大な事案のみを報告するように伝えていた。また、報告を求める一定の重大な事案についても、明確な基準はなく、基本的には学校の判断で行わせていた。

これでは、教育委員会への報告義務の有無は、各学校の解釈に委ねられることになり、各学校は、学校に都合の悪い事案については、全て報告義務がないものと歪曲して解釈することも可能になる。

また、学校が教育委員会に対して適切に報告義務を履行していたかについてチェックする機会も存在せず、仮に学校が報告義務を適切に履行していなかったとしても、日田市教育委員会としては、これを認知する術が存在しなかった（唯一、認知する方法があるとすれば、本件のように重大事態認定された時だけである）。

これでは、いじめ事案の報告義務は有名無実のものとなりかねず、学校は容易にいじめ事案の隠蔽が可能になるし、また、学校が隠蔽の意図がなかったとしても、いじめ事案の重大性の認識を見誤れば、いじめ事案の解決が後手に回り、児童生徒の人権が不当に侵害されてしまう結果となりかねない。そうすると、児童生徒の人権擁護のために、いじめ防止対策推進法がいじめ事案について教育委員会への報告を義務づけた趣旨が没却されてしまう。

日田市教育委員会においては、今後は、全てのいじめ事案について、学校に報告義務を課すとともに、各学校が報告義務を履行しているかについて監査する機会を設けるべきである。

また、各学校が教育委員会へいじめ事案を報告した場合についても、各学校の対応がいじめ防止対策推進法上の手続に違反していないかのチェックや実質的な対応に誤りがないかについてチェックをする体制を整備し、教育委員会への報告が形骸化しないように努めるべきである。

なお、日田市教育委員会関係者からの聞き取りにおいては、学校現場の人員不足の問題が繰り返し訴えられ、全てのいじめ事案について報告を義務化すれば、学校現場がパンクしてしまうとの切実な訴えがあった。

この点、当委員会としても、日田市の学校現場における人員不足について一定の理解はするものであり、現場の教職員の労務がこれ以上過剰になることを

望むものではない。

しかしながら、日田市内の児童生徒の人権が軽視されて良いものでないことは明白であり、児童生徒の人権侵害のおそれが高い、いじめ事案について、全ての案件に報告義務を課した、いじめ防止対策推進法の趣旨からすると、人員不足を理由に、その報告義務を緩和することは決して許されないのである。

学校現場において、法が求める義務を履行するだけの人員が不足するのであれば、日田市が予算を組み人員を増加する又は人員配置を工夫する等して対応すべきであり、当該提言は、教育委員会のみならず、日田市に対しても向けられているものであることも付言する。

3 教職員に対する研修の徹底及び（略）へのいじめ予防授業の実施

教職員に対しては、いじめ防止対策推進法が求めるいじめ事案への対応の原則等について徹底するため、いじめに関する教員研修を定期的実施すべきである。これについては、大分県教育委員会が実施するスクールロイヤー事業による教員研修等を活用することも検討されたい。

また、（略）についても、いじめ防止を目的とした啓蒙授業を実施し、いじめが起きにくい環境を整備すべきである。〈略〉

4 〈略〉

第7 おわりに

令和6年5月から同7年10月まで、当委員会はいくまで17回にわたる委員会開催に加え、諸調査及び検討に取り組んだ。当委員会の活動にご協力くださった（略）、保護者、教職員、日田市教育委員会等全ての皆様に対し、深く御礼を申し上げます。

本報告書が適切に活用され、いじめ事案の発生防止と適切な対応に役立つことを、当委員会の委員一同、切に願う次第である。

令和8年3月12日

日田市立学校いじめ問題調査委員会

委員長	生野 誉 士
副委員長	衛藤 裕 司
委員	山本 亨
委員	川崎 隆
委員	松尾 慶 一